

県立精神医療センターの富谷市への移転及び移転後
の名取市への精神科民間病院誘致に関する市町村説
明会 資料一式

次第		P 1
資料 1	仙台医療圏における 4 病院の移転・再編	P 2
資料 2	精神医療センターの移転に対する御意見・御指摘	P 3
資料 3	県の精神医療・保健・福祉システムの継続性の確保 に向けた施策	P 4
資料 4	名取市への精神科病院誘致に関する企画提案募集 要項（案）	P 5
資料 5	仙台医療圏市町村長会議 R3. 11. 24 での主な発言	P 19
参考資料	精神医療センターの移転について	P 21
別紙 1	県立精神医療センターの富谷市への移転及び移転後の 名取市への精神科民間病院誘致について（回答）	P 22

県立精神医療センターの富谷市への移転及び

移転後の名取市への精神科民間病院誘致に関する市町村説明会

日 時：令和5年9月7日（木）

午前10時～

場 所：宮城県行政庁舎7階 保健福祉部会議室
(WEB会議)

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 説 明
- 4 質疑応答
- 5 閉 会

資料一覧

- 資料1 仙台医療圏における4病院の移転・再編
- 資料2 精神医療センターの移転に対する御意見・御指摘
- 資料3 県の精神医療・保健・福祉システムの継続性の確保に向けた施策
- 資料4 名取市への精神科病院誘致に関する企画提案募集要項（案）
- 資料5 仙台医療圏市町村長会議（R3.11.24）での主な発言
- 参考資料 精神医療センターの移転について

- 別紙1 県立精神医療センターの富谷市への移転及び移転後の名取市への精神科民間病院誘致について（回答様式）

1 経緯（概要）

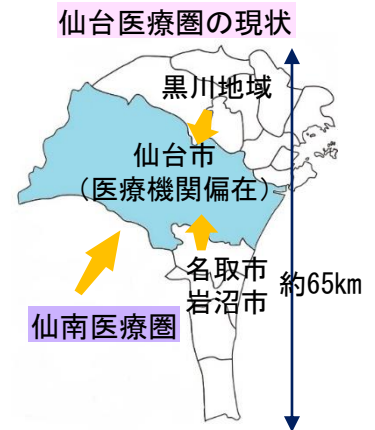
- 仙台医療圏における医療需要の変化・従事者不足が見込まれる中、持続可能で良質な医療の安定的な供給に向けて、拠点病院の存続・再編（最適化）が必要
- 県立がんセンターのあり方検討を契機に、県立がんセンター・県立精神医療センター、仙台赤十字病院、東北労災病院による病院再編にかかる協議を開始

2 県立病院が抱える課題（あり方検討会議提言）

がんセンター	がんを総合的に診療できる機能を有する病院の実現には、他の医療機関との連携・統合の検討が必要
精神医療センター	施設老朽化により建替急務、個室確保困難（10年以上建替候補地模索） 身体症状を伴う患者対応のために、一般病院との連携体制構築が必要

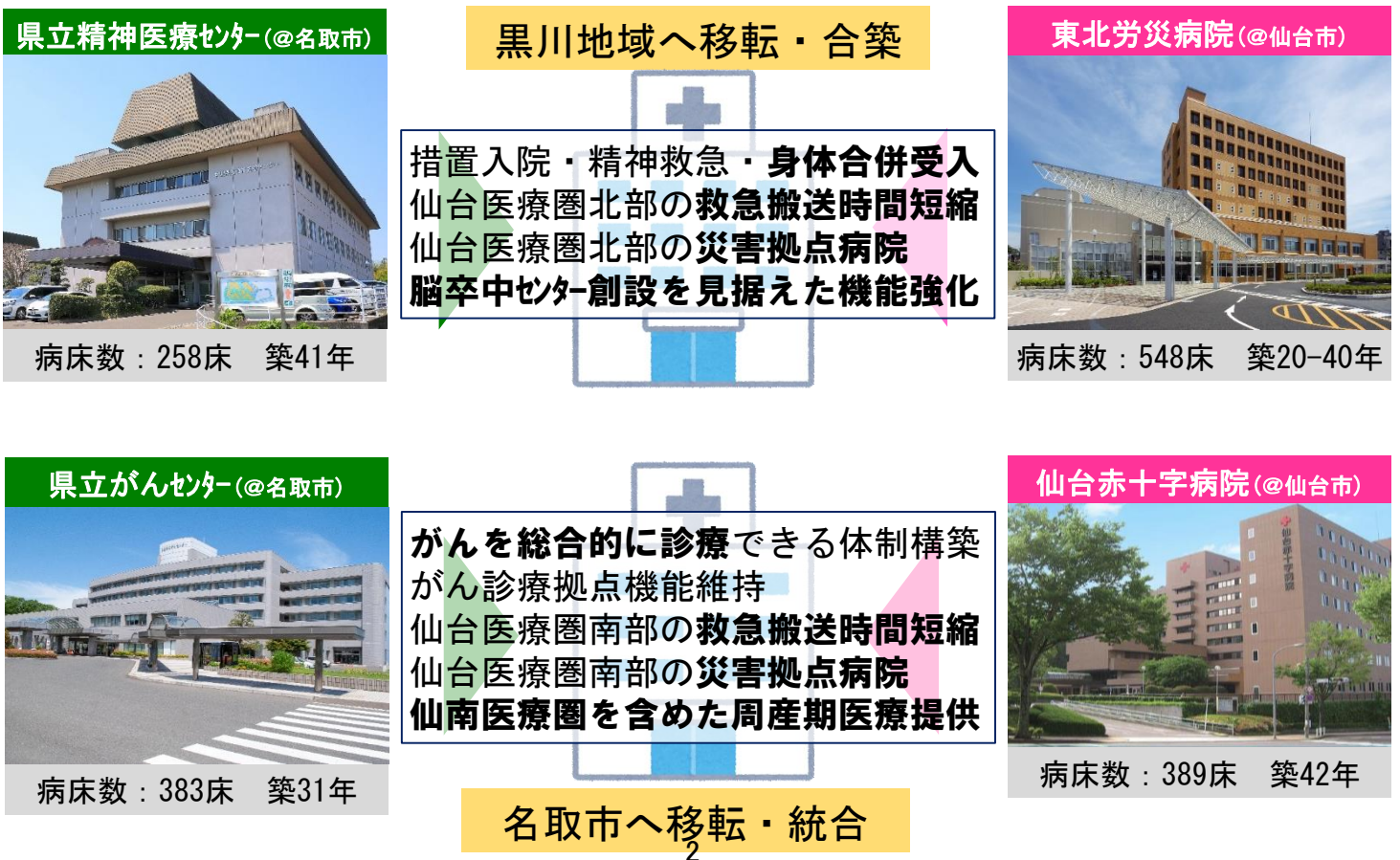
3 仙台医療圏が抱える課題

救急	仙台市以外の救急搬送約20,000件のうち半数が、特に黒川地域、名取市では事案の7割が仙台市内へ搬送
災害	黒川地域は災害拠点病院の空白地域、名取・岩沼地域はDMATの派遣体制が限定的
周産期	専門的な周産期医療提供施設は仙台市内のみ、仙南医療圏での分娩休止も相まって、仙南からの緊急搬送増



4 病院再編構想

- 4病院を2つずつ統合・合築させ仙台医療圏の南北に配置、課題解決を目指す



- 当事者、家族会、その他関係者から精神医療センター移転に反対する御意見を頂戴し、「名取市へ移転・統合する新病院」へ精神科外来等を確保すべく調整していたが、それでも反対理由の解消には至らないとの御意見・御指摘

移転そのものへの反対、県南の受け皿の弱さ

- ・ 仙南の初診外来は予約待ちの状況、救急で精神医療センターへという現状の県南の体制の弱さ
- ・ 名取市内での建替えが本当にできないのか。
- ・ 移転は、精神医療センターを中心に作られてきた地域コミュニティ・文化を壊してしまう。

外来と入院の接続の難しさ、急性増悪への対応の必要性

- ・ 県南の精神科外来の患者の急性増悪の対応について、入院施設へのスムーズな接続及び搬送手段の確保の必要性・難しさ
- ・ 県南の精神科外来と富谷市の入院（異なる運営主体）の連携の困難、入院対応時の物理的距離による弊害
- ・ 外来から入院までの一連の対応が可能な精神医療センターを選んでいる患者もおり、外来機能のみとなった場合には、対応に苦慮する可能性
- ・ 入院と外来が別の病院というのは、患者にとって好ましくない。
- ・ ソーシャルワークが必要な患者は精神医療センターに集まる。グループホームとの関係構築が退院促進に必要
- ・ グループホームに限らず、外来から急変する患者は多い。

入院機能（病床）を求める声、総合病院精神科の難しさ

- ・ 県南に外来機能を残せばいいという考えはおかしい。入院機能を持った病院が県南に必要
- ・ 総合病院の外来対応はうまく機能しない。
- ・ 症状が重い患者を紹介できる病院が地域からなくなる心配。南の新病院に入院機能があるとよい。
- ・ 北の対応も理解するが、南にも病院を増やしてほしい。24時間対応できる病院を増やしてほしい。
- ・ 精神医療には入院機能は必要

にも包括の推進（二次医療圏内での完結）

- ・ 二次医療圏単位での対応が原則。措置入院を回避するために、医師（マンパワー）を地域に派遣する必要性
- ・ センターの県南における精神保健福祉センター的な障害者福祉を支える機能を維持するため、具体的な方策を提示すべき。移転にあわせて、県全体の底上げの議論が必要。
- ・ 圏域の中で入院しない又は措置入院となっても圏域のなかで生活していくことが必要。全県の救急とも包括の矛盾があり、国の政策にも逆行。

移転後の対応等

- ・ 南の患者への支援体制が具体的に示されていない状況では、移転を認めるわけにはいかない
- ・ 移転した場合、いきなりなくなるのは名取の患者は困る。移転前にならしの期間が必要ではないか。早めに体制は作っておくべきではないか。
- ・ 移転する場合、現在の精神科医療に即した形で、南の体制をどう充実させていくか。
- ・ 富谷で社会資源、グループホーム、入居のための相談支援事業者の整備が必要。

これらの御意見・御指摘を受けて

- 県立2病院、仙台医療圏の課題解決に向けて、県立精神医療センターの富谷市への移転が必要
- 官民連携による精神科新病院の名取市内への開設（開設者を公募で選定）をはじめとする、県の精神医療・保健・福祉システムの継続性の確保に向けた施策を提案

- 県の精神科医療の政策課題解決に向けて、県立精神医療センターの富谷市への移転が必要
- 精神医療・保健・福祉システムの継続性の確保 ⇒ 県南に、外来機能に加え、患者の急性増悪に対応できる入院機能（病床）の確保の必要性
- 名取以南及び富谷をはじめとした、各地域における「にも包括」推進のための予算と組織体制の拡充の必要性

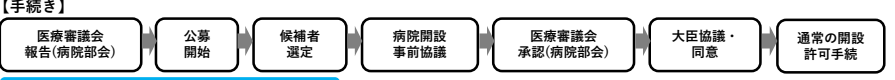
施策の柱① 官民連携による精神科新病院の名取市内への開設
施策の柱② 「にも包括」に関する事業、予算の大幅拡充
施策の柱③ 精神保健福祉に関する県組織体制の強化

施策の柱① 官民連携による精神科新病院の名取市内への開設

県南の精神疾患患者の医療提供体制を確保するため、外来機能等に加え、入院機能を備えた官民連携による精神科新病院を名取市内に開設し、患者の急性増悪時の入院対応などにより、地域生活を支える体制を整備します。

開設主体・手続き

- 公募により募集し、選定した法人を開設の候補主体とする。
- 公的医療機関を含む病院再編の特例協議(法第30条の4第10項)案件として厚生労働大臣に協議し、同意を得ることが前提



求める診療機能

- ①外来機能 ②デイケア機能 ③訪問看護機能 ④入院機能(急性期又は急性増悪対応) ⑤地域連携室

病床規模等

- 精神医療センターの移転に伴う減床分(88床)と、提案事業者自らが県内で運営する病院の一部または全部の病床を移転させた分(α床)の合計を下回る病床数
- 名取市内の県有地(現高等看護学校用地約6,700m²)の無償貸与を想定

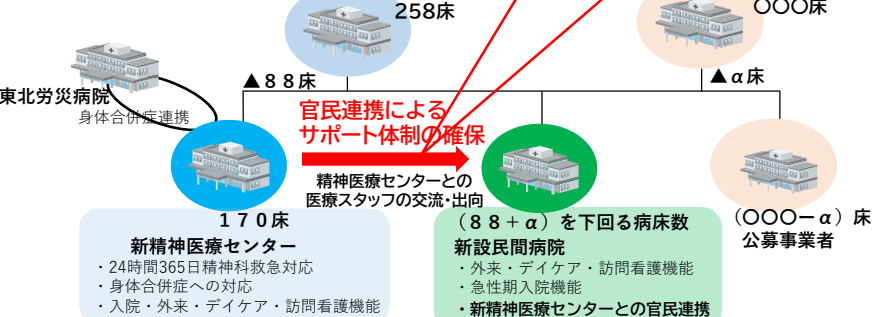
応募の要件

- 県内に精神科病院を有する法人であり、精神医療に実績を有すること
- 新精神医療センターとの官民連携により、県南での医療の継続性や患者との信頼関係の維持に努めること
- 既存の社会資源、行政との連携により、県南地域の「にも包括体制」の構築・充実に積極的に貢献すること

精神医療センタースタッフの outgoing 等により、患者との信頼関係を維持するとともに、ノウハウの継承を進めます。

- ・当分の間、病院及び訪問看護等へ、精神医療センタースタッフが出向するなどして、南の診療機能をサポート
- ・これまで培ってきた「にも包括」の体制を官民連携の中で、ノウハウとともに継承

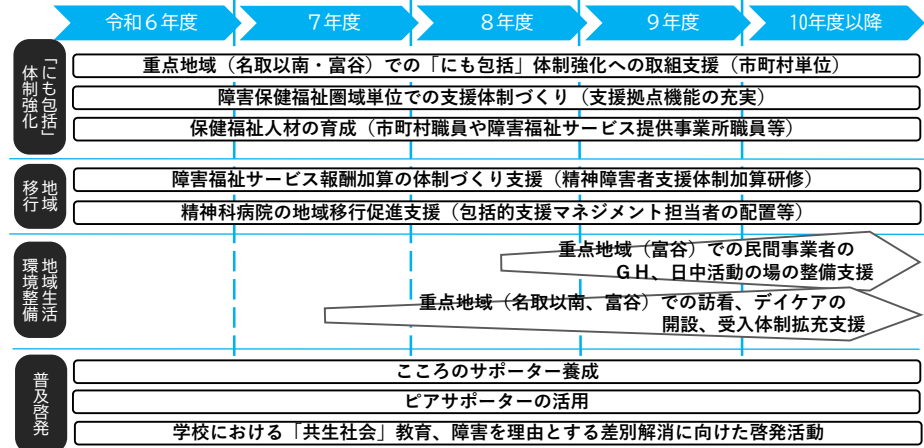
開設イメージ



施策の柱② 「にも包括」に関する事業、予算の大幅拡充

「にも包括」の推進に向けた事業・予算を大幅拡充・確保し、計画的に継続した取組を進めることで、名取以南・富谷の重点地域をはじめとした全域での体制づくりを進めます。

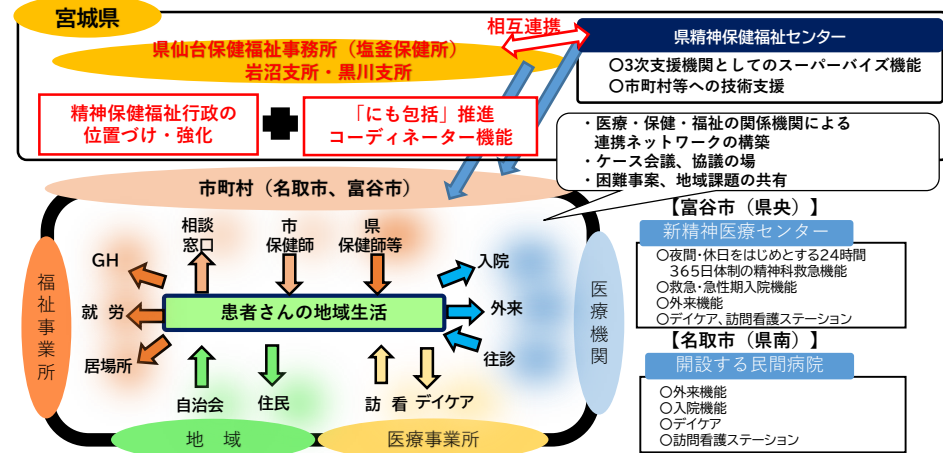
◎「にも包括」推進施策パッケージのイメージ例 ※予算規模等については、令和6年度予算編成に合わせて検討



施策の柱③ 精神保健福祉に関する県組織体制の強化

重点地域の精神保健分野の支援強化を目的に、仙台保健福祉事務所・同岩沼支所・同黒川支所の管轄エリアにおける体制強化を図ります。

◎県組織体制の強化イメージ図



名取市への精神科病院誘致に関する
企画提案募集要項（案）

令和 5 年 ● 月

宮城県

目次

第1	公募の背景及び目的	1
第2	募集要件	1
1	新病院に求める役割	1
2	精神医療センターとの連携等	1
3	新病院に求める機能	2
4	病床規模	2
5	その他の要件等	2
6	留意事項	3
第3	事業地の貸付	3
1	土地の概要	3
2	貸付条件	4
第4	応募資格	5
第5	応募手続等	6
1	スケジュール（予定）	6
2	応募手続	6
第6	事業実施候補者の選考	7
1	選考方法	7
2	提案内容プレゼンテーション	7
第7	評価基準・配点	7
第8	失格事由	8
第9	その他の事項	8
第10	事務局	9

第1 公募の背景及び目的

宮城県（以下「県」という。）では、令和元年12月に県立精神医療センターのあり方検討会議がまとめた「宮城県立精神医療センターの今後のあり方に関する報告書」に基づき、老朽化が進む現施設の早期建替と一般病院との連携による身体合併症への対応を実現するため、検討を重ね、令和3年9月に、東北労災病院と精神医療センター（以下「精神医療センター」又は「センター」という。）の合築の枠組みについて、独立行政法人労働者安全機構と協議を開始し、令和5年2月には、移転・合築する場所として富谷市明石台地区を前提とする協議確認書を取り交わし、協議を進めている。

移転後の精神医療センターは、現在の258床から170床程度とし、県全域を対象とした措置入院を含む精神科救急病院機能を果たしながら、外来、デイケア、訪問看護等の機能を備えるとともに、黒川地域等仙台圏北部で地域生活移行を果たした患者の急性増悪時に対応する入院機能も果たしていく病院とする予定である。

一方で、この構想に対し、精神医療センター移転後の名取市を中心とした県南地域の精神科医療・保健・福祉体制について、関係者及び患者・家族から不安や懸念の声が上がった。

県としては、これまでいただいた、患者・家族を含め様々な関係者などからの御意見等を踏まえ、名取市を中心とした県南地域の精神科医療・保健・福祉体制を確保する策として、名取市内の県有地を無償貸与し、外来やデイケア、訪問看護のほか、急性期の入院機能を含めた精神科診療体制を備えた病院（以下「新病院」という。）を開設する事業者を募集し、当該病院を中心に、既存の社会資源や行政との連携による支援体制の構築を図ろうとするもの。

第2 募集要件

1 新病院に求める役割

新病院は、これまで精神医療センターが担ってきた県南地域の精神疾患患者の医療提供体制を確保するため、次の役割を果たすこと。

(1) 地域医療・保健・福祉体制への貢献

名取市を中心とした県南地域の医療・保健・福祉体制である精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム、いわゆる「にも包括」体制の構築に向け、外来、デイケア、訪問看護等の医療機能を備えるほか、行政及び関係機関等との積極的な連携の取組を図ること。

(2) 急性期医療への対応

精神疾患患者の急性増悪時等に対応する入院機能を担うこと。

2 精神医療センターとの連携等

(1) 現在精神医療センターを利用する患者のうち、受診を希望する患者の受け入れを前提とすること。

(2) 富谷市に移転する精神医療センターとの官民連携による病院の開設を目指すものとし、同センターから出向される医療スタッフを受け入れることなどにより、県南での精神医療（デイケア・訪問看護含む）の継続性と患者との信頼関係の維持に努めること。

医療スタッフの出向については、病院開設から当分の間、実施するものとし、精神医療センターの診療に係る理念や方針を踏まえ、必要な情報等を共有し、円滑な連携による医療提供体制を確保すること。

3 新病院に求める機能

新病院は、次の機能を備えること。

- (1) 精神科外来機能
- (2) デイケア機能
- (3) 訪問看護機能
- (4) 急性期入院機能
- (5) 入退院調整機能

この他、宮城県の精神医療提供体制を鑑みて、追加で機能を求める場合があり得る。

4 病床規模

(1) 提案事業者は自らが県内で運営する病院の一部又は全部の病床を新病院に移転しなければならない。

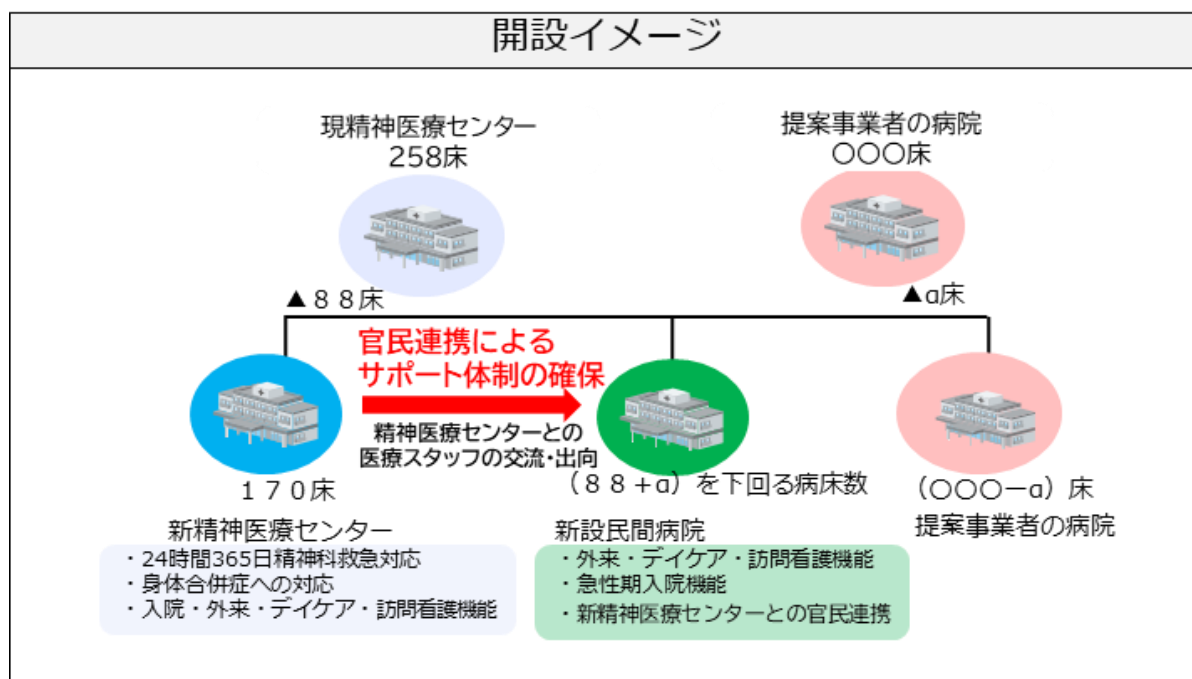
(2) 病床数は、次の条件を満たすこと。

イ 県が新病院に求める役割と機能を果たし、かつ、地域の医療需要を満たすとともに、持続的に医療を提供できる適切な病床規模を提案するものとし、最大でも120床とする。

ロ 精神医療センターの移転に伴う減床分88床と、提案事業者自らが県内で運営する病院の一部又は全部の病床を移転させた減床分の合計を下回らなければならない。

※例：提案事業者の病院から20床を減床する場合

センター減床分88床+提案事業者減床分20床=108床 > 新病院107床以下



ハ 提案する病床規模については、病床機能別の内訳も明示すること。

5 その他の要件等

(1) 開設時期

富谷市に移転する精神医療センターの開院時に合わせて新病院を開設すること。(現時点ではセンターの移転は令和10年度又は11年度を想定)

なお、具体的な開設時期は、事業実施候補者の決定後、県と協議の上で定めるものとする。

- (2) 開設場所
開設場所は、県が貸し付ける現宮城県高等看護学校（令和6年3月閉校予定）の敷地とする。
- (3) 事業の継続
地域の精神医療を担う病院として、安定的、継続的に事業を継続すること。
- (4) 県の支援策等
開設する新病院に対し、県として、以下の支援を想定。詳細については、選定された事業者と、別途、協議・調整を行うものとする。
 - イ 貸与する土地について、無償貸与とする。（ただし、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づく所在市町村交付金については、事業者の負担とする。）
詳細は第3参照のこと。
 - ロ 精神医療センターからの医療スタッフ出向の受入に当たり、出向職員の給与について、事業者が開設する病院の給与水準を上回る部分等については、精神医療センターがその費用を負担する。
- (5) 地域への配慮
地域住民に配慮し、地域のまちづくり等と調和した事業運営を行うこと。
- (6) 関係法令等の遵守
 - イ 都市計画法、建築基準法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等、国、県、市の関係法令等を遵守すること。
 - ロ 市の地域福祉計画、県の地域医療計画との整合を図ること。

6 留意事項

- (1) 本提案募集は、精神医療センターの富谷市への移転に伴う名取市を中心とした県南地域の精神科医療・保健・福祉体制を確保する策として行うものであり、諸事情によりセンターの移転が実現しない場合は、本提案募集の病院開設も実現しない場合があること。
- (2) 宮城県は既存の精神病床数が基準病床数を超えている「病床過剰地域」であることから、本提案募集は、公的医療機関を含む病院再編の特例協議（医療法第30条の4第10項）として厚生労働大臣の同意を得て、病院の開設を目指すものであり、次の大臣協議の前提要件を満たすこと。
 - イ 精神医療センターと開設を目指す事業者が県内で運営する精神科病院の再編により、病床数の合計が現状より減少すること。
 - ロ 再編に参加する病院間の役割分担、連携内容を明確にすること。
- (3) 病院の開設には厚生労働大臣の同意が必要であり、応募のあった事業者の中から選定された事業者は、その後、開設に必要な諸手続（大臣同意を含む）を経る必要があることから、選定の段階で病院の開設を約束するものではないこと。

第3 事業地の貸付

事業地については、現宮城県高等看護学校（令和6年3月閉校予定）の敷地を県から貸し付けるものとする。

1 土地の概要

項目	内容
所在	宮城県名取市愛島塩手中田35-1 (現宮城県高等看護学校敷地)
敷地面積	約6,700㎡
地目	宅地及び学校用地
建ぺい率	70%
容積率	200%
前面道路	市道塩手中道線 幅員約9m
交通条件	JR：東北本線、常磐線、仙台空港アクセス鉄道「名取駅」下車、 徒歩約30分 バス：JR名取駅西口より「県立がんセンター行き」 「県高等看護学校前」下車、徒歩約1分
現況及び平面図	別紙1のとおり

2 貸付条件

(1) 貸付料

無償を想定

※ 公益の用に供する場合で、県の公有財産規則等に基づく貸付料等減免申請により、知事の承認を受ける必要がある。

(2) 貸付対象面積

貸付対象の土地の全部又は一部

※ 事業に必要な部分のみの一部貸付を可とする。

(3) 貸付開始時期

貸付開始日は、県と協議の上、定めるものとする。

※ 現在、貸付対象の土地は宮城県高等看護学校敷地として利用しており、令和6年3月31日に閉校予定である。

(4) 貸付期間

10年

※ 貸付期間を更新しようとするときは、期間満了の3か月前までに文書をもって申し込み、承諾を得る必要がある。

(5) 引き渡し

建物は、原則として県が解体し、その他は現状有姿で貸し付ける。

(6) 整備費用等

事業開始に係る施設・設備等の整備費用、整備後の施設・設備等の維持管理に要する費用及びその他一切の費用（税金等含む）は、全て事業者の負担とする。

(7) 貸付物件の返還

現状有姿の土地、新たに建築した建物及び工作物は、貸付期間終了後は原則として事業者の負担により原状回復し返還する。また、事業者は、全ての土地、建物、設備及び工作物に係る有益費償還請求権及び造作買取請求権を有しないものとする。

(8) 市町村交付金

貸付に伴う国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)に基づく所在市町村交付金については、事業者の負担とする。

(9) かし担保等

貸付物件に隠れた構造物等が発見された場合、その他隠れたかしがあっても、県は貸主としてのかし担保責任を負わないものとする。

(10) 用途

事業対象地を次の用途に使用しないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反した用途。

ロ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用途

第4 応募資格

応募者は、次の全ての要件を満たす事業者とする。

(1) 県内で精神科病棟を有する病院(公立病院を除く。)を運営している者

(2) 提案する事業を円滑・計画的に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者

(3) 精神医療分野における信頼と実績を有し、提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有している者

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(5) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等について滞納していない者であること

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること

イ 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

第5 応募手続等

1 スケジュール(予定)

- | | | |
|--------------------------------|----------|--------|
| (1) 募集開始 | 令和5年●月●日 | |
| (2) 質問の受付 | 令和5年●月●日 | ～ ●月●日 |
| (3) 参加申込期限 | 令和5年●月●日 | |
| (4) 提案書提出期限 | 令和5年●月●日 | |
| (5) 選定委員会の開催
(プレゼンテーションの実施) | 令和5年●月●日 | |
| (6) 事業実施候補者決定 | 令和5年●月●日 | |

2 応募手続

(1) 質問の受付及び回答

イ 受付期間：令和5年●月●日から令和5年●月●日まで

ロ 提出方法：質問用紙(様式1)を電子メールにて、事務局へ提出すること。

※口頭、電話等による質疑は受け付けない。

ハ 回答方法：質問に対する回答は、令和5年●月●日までに随時医療政策課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) 企画提案参加申込

イ 申込期限：令和5年●月●日午後5時まで

ロ 申込方法：提出書類を事務局へ持参するか、書留郵便で郵送すること。

※郵送の場合は、受付期間内に必着

ハ 提出書類：

(イ) 参加申込書(様式2)

(ロ) 企画提案応募条件に関する宣誓書(様式3)

【添付書類】

- ・印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 原本1部
- ・法人登記事項証明書(3か月以内のもの)・・・・・・ 写し1部
- ・定款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 写し1部
- ・直近2事業年度の事業報告書(決算報告書)・・・・・・ 写し1部
- ・国税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)・・ 写し1部

- ・地方税の納税証明書（同上）・・・・・・・・・・・・・・・・・・写し1部
- ・会社案内（企業概要パンフレット等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

(3) 提案書の提出

- イ 提出期限：令和5年●月●日午後5時まで
- ロ 提出方法：持参又は郵送（簡易書留郵便等）により受付期間内に事務局に提出すること。（持参の場合は、午前9時から午後5時まで）
- ハ 提出書類：企画提案書（任意様式）
 - ※構成は、別紙2「企画提案書の構成等について」のとおりとする。
- ニ 提出部数等：正本1部、写し15部及び電子データ

第6 事業実施候補者の選考

1 選考方法

県が設置する候補者選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、評価点の平均が満点の6割以上の事業提案者の中から、事業実施候補者1者及び次点者1者をそれぞれ選定する。

2 提案内容プレゼンテーション

- (1) 開催日：令和5年●月●日
- (2) 会 場：宮城県庁 庁内会議室 ※場所等の詳細については別途連絡する。
- (3) 実施方法：
 - イ 提案書の内容に沿って、必要最低限の人数で説明を行うこと。
 - ロ 1提案者当たりの持ち時間は60分程度（説明40分程度、質疑応答20分程度）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
 - ハ 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。
 - ニ プロジェクト等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。
 なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- (4) 選定結果の通知
 - イ 選定の結果は、自己の結果のみを各提案者へ通知する。
 - ロ 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

第7 評価基準・配点

次の評価項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
① 医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ・「新病院に求める機能」をすべて満たしているか（10点） ・想定する受入患者数や病床規模、診療内容（病床の機能を含む）、実施体制等は適切か（10点） ・持続的な医療の提供は可能か（10点） 	30点

②事業運営の安定性・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたって安定的・継続的に運営できる収支・資金計画か、医療スタッフの確保など実施体制の見通しは現実的か（10点） ・施設整備計画、運営計画、スケジュール等は適切か（10点） ・提案者に精神医療における実績・信頼度が十分あるか（10点） 	30点
③地域の「にも包括」体制への貢献度など	<ul style="list-style-type: none"> ・県南地域の「にも包括」体制の中心を担うための、行政や関係機関等との連携体制の構築に向けた方策は、具体的かつ適切か（15点） ・地域住民やまちづくりとの調和に配慮した提案がなされているか（5点） 	20点
④精神医療センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・移転する精神医療センターと連携し、県南の精神医療に貢献する内容か（10点） ・現精神医療センターの利用者への配慮は適切か（10点） 	20点
合 計		100点

第8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要項等に従っていない場合
- (3) 第6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

第9 その他の事項

(1) 企画提案書の取扱い

県は、提案書その他提案者から提出された書類は返却しない。また、提出された書類は原則として提出後の差し替え、変更及び取消しは認めない。

なお、企画提案書の受付後、提案内容について説明を求めることがある。

(2) 企画提案書の著作権

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、募集事業に関する報告のために必要な場合は、県は提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

(3) 費用の負担

提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の取下げ

企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式4）を提出すること。

なお、取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書等の再提出は認めない。

(5) 企画提案の不採択

候補者選考委員会の審査において、評価点数が基準に満たない場合、また、企画提案内容などを総合的に判断した結果、当該事業として相応しくないと判断される場合には、応募された提案を採択しないことがある。

(6) 公募型プロポーザル方式の中止

企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(7) 基本協定の締結

県は、決定した事業実施候補者と協議を行い、提案に基づき基本的事項に関する基本協定を締結する。ただし、県と事業実施候補者が協議の上、協定締結に至らなかった場合は、県は、速やかに次点者を事業実施候補者に繰り上げ、協議を行うものとする。

なお、次点者とも協定締結に至らなかった場合は、本要項に基づく事業者の選定を中止する。

(8) 事業内容の協議

事業内容については、事業実施候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と事業実施候補者で協議の上、決定する。また、事業者決定の後、具体的な事業内容や進め方等について、逐次県と協議することとする。

(9) 土地賃貸借契約の締結

事業に関する具体的な協議を経た上で、土地賃貸借契約を締結する。

(10) その他

事業開始に当たっては、名取市の関係各課と十分に協議するとともに、事前に地域住民等に対して事業内容を説明する機会を設けるなど、地域との良好な関係構築に努めること。

第10 事務局

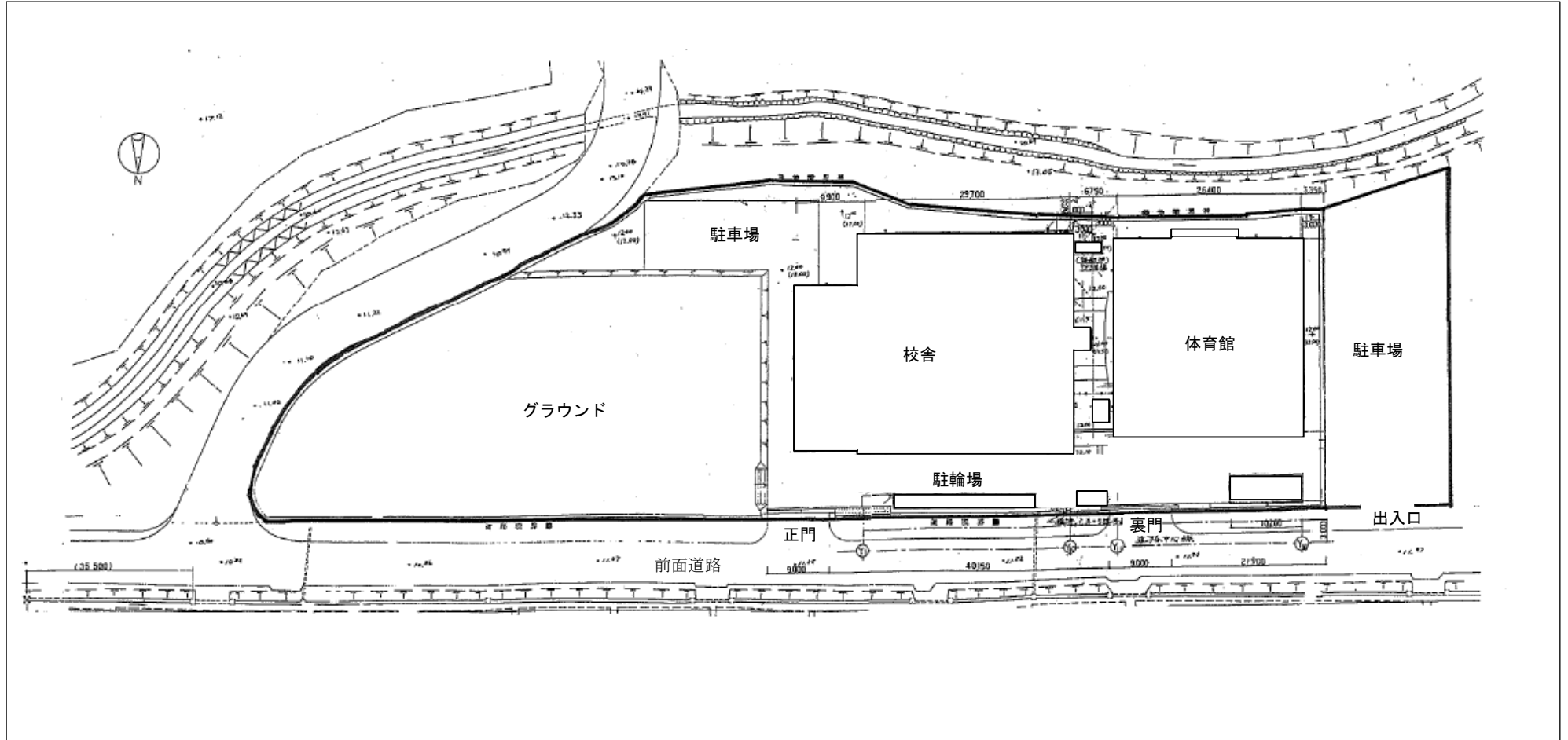
宮城県保健福祉部医療政策課病院連携班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎7階

Tel 022-211-2675 Fax 022-211-2694

E-mail byouinr@pref.miyagi.lg.jp

現宮城県高等看護学校敷地 平面図



企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

※必要に応じてイメージが分かるように資料を添付すること。

(1) 表紙

「案件名」「事業計画の名称」「組織名称」「所在地」「代表者氏名」「担当者名（所属・職・氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号・電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 組織概要

「組織名」「代表者」「設立年月日」「本社等所在地」「資本金等」「主な事業内容」「従業員数」「売上高等」「役員」「沿革」

(4) 事業実績

- イ 県内での精神科病院運営の実績
- ロ 地域の「にも包括」体制への取組実績

(5) 運営計画

イ 事業展開

- (イ) 事業概要
- (ロ) 事業展開の基本方針
- (ハ) 事業の実施体制（組織体制、連絡先など）

ロ 各診療機能の規模（想定受入患者数、病床数、病床機能など）

- (イ) 精神科外来機能
- (ロ) デイケア機能
- (ハ) 訪問看護機能
- (ニ) 急性期等入院機能

(ホ) 入退院調整機能

(ヘ) その他提案事業者が提案する機能

ハ 地域の「にも包括」体制構築に向けた取組

- (イ) 行政や関係機関等との連携に対する考え方、具体的な取組方策

ニ 精神医療センターとの連携・役割分担

- (イ) 精神医療センターとの連携に対する考え方
- (ロ) 現在センターを利用している患者への対応

ホ 収支計画

- (イ) 収支計画（売上見込み、利用者数見込み、費用、損益計画について事業開始後5期分）

ヘ 人員計画

- (イ) 採用計画（業務内容別、地域内・外からの雇用見込み）

(6) 施設等の整備計画

イ 施設整備の概要

- (イ) 施設整備の概要（構造、建築面積、延床面積、収容人数、設備等）

- (ロ) 整備する施設の名称、施設の特徴や特性、施設の機能等
- ロ 整備計画
 - (イ) 概算施設整備工事費
 - (ロ) 資金調達計画（施設の改修等に係る支出及び資金調達計画）
 - (ハ) 施設整備スケジュール（施設整備工事開始から完成まで）
- (7) 地域への配慮
 - イ 地域住民への配慮に対する考え方
 - ロ 地域のまちづくり等との調和に対する考え方

2 企画提案書の仕様

- (1) 提案数 1者につき1案まで
- (2) ページ数等 A4判片面印刷、カラー印刷も可
- (3) 提出部数 正本1部、写し15部及び電子データ

【仙台医療圏市町村長会議（R3.11.24）での主な発言】※発言順

市町村	意見
仙台市長	<p>仙台市の意見は、本市や仙台市民のことだけを考慮して提出したものではない。</p> <p>今回の再編の方向性が、仙台市を含む医療圏全体の将来にとって望ましいものであるのか、域外、圏域の住民の医療サービス水準の維持向上に繋がるものであるのか、データを丁寧に分析し、様々な角度からしっかりとした検討評価がなされる必要がある。</p> <p>オープンに議論をして、県民、市民の皆様方の納得のもとで進められていくことが最も大切である。</p>
富谷市長	<p>人が増え、企業が増える中で、急性期、救急を担う総合病院がないことは長年の課題である。立地が決まれば、用地の確保、財政支援をしっかりと行っていきたい。</p>
大郷町長	<p>今回の再編はまさに時代を先取りした新しい発想である。大変将来に期待が持てるのでこのまま続けていただきたい。</p>
利府町長	<p>災害拠点病院が分散化されることは大賛成である。再編すると、スケールメリットが得られて病院が生き残っている。</p>
名取市長	<p>仙台市以外の救急搬送時間の短縮、周産期医療体制の確保は、県南部地域が抱える課題であり、新病院を名取市に誘致をすることは大きな希望である。名取市内への誘致について、引き続き、強く要望する。</p> <p>精神医療センターの早期建て替えや東北労災病院と合築し、一般病院との連携強化及び精神科救急体制の強化を図るといった県の方針についても理解する。</p>
山元町長	<p>新たな拠点病院を名取市に整備することは、宮城県南サミットを構成する県南4市9町の総意である。</p> <p>精神医療センターが移転する場合、交通の利便性の確保、地域の精神科クリニックとの連携体制の構築や受診者の継続的な治療に向けた配慮をお願いしたい。</p> <p>周産期医療体制に特化せず、産後デイサービスなど産後ケアの受け入れも視野に検討してほしい。</p>
塩竈市長	<p>私たちも「自分達の病院がなかったらどうなのか」という視点でしっかりと考えないといけない。</p>
岩沼市長	<p>周産期医療は岩沼市内に集中している。さらに充実させないと少子化対策や人口増対策にもならない。</p>
松島町長	<p>移転先等の周辺地域医療提供体制との連携、交通アクセス等も含め、医療を受ける側の問題点を整理し、地域医療の今後のあり方について、議論を深めてほしい。</p>

多賀城市長	仙台医療圏の住民の方々の医療を受ける機会を制限されることがないように十分配慮しながら進めるべきである。
亘理町長	亘理町には病院がなく、救急は山元町や岩沼市にお願いしているのが実状である。名取市に病院が整備されることに大いに期待をしている。
七ヶ浜町長	再編についての異論はないが、移転先が遠隔地になると、交通アクセスの面で利用することが出来なくなる懸念がある。
大和町長	災害拠点病院の空白地が解消され、救急搬送時間の短縮も大いに期待される。
大衡村長	仙台市内の医療機関を受診しなければならない場合があり、高齢者には身体的、経済的に大きな負担が強いられている。

精神医療センターの移転について

1 精神医療センターの現況

- 所在地：名取市手倉田字山無番地（敷地面積 67,011.18 m²）
- 建 物：258 床、延床面積 13,773 m²

築40年以上が経過し、老朽化や個室化対応等の課題有

建築物	延床面積	建設年月
本館	3,094 m ²	昭和 55（1980）年 10 月
病棟、ソーシャルセンター棟	8,246 m ² 、1,048 m ²	昭和 56（1981）年 9 月
総合リハビリテーションセンター	1,385 m ²	平成 10（1998）年 10 月

2 名取市内での移転検討の経緯（～平成30年度）

- 移転候補地①：がんセンター西側山林
 - ・ 一部地権者の同意を得られず、平成28年10月の県議会において、がんセンター西側山林を断念し、新たな候補地を検討する旨報告（許認可手続や埋蔵文化財調査等による長期化も懸念）
 - 移転候補地②：精神医療センター現地
 - ・ 事業期間の長期化（療養環境の悪化、救急対応への影響等）やグラウンドへの仮設病院建設に伴う課題（スタッフ配置等）
- ※ その他、名取市内数か所を検討も、行政手続、用地取得の確実性、用地面積等の様々な理由により、適地確保に至っていない。

3 「県立精神医療センターのあり方検討会議」における検討（令和元年度）

建替に当たり、今後、精神医療センターが担うべき役割などについて検討するため、有識者で構成する「県立精神医療センターのあり方検討会議」を開催

＜ 検討会議報告書（令和元年12月）（抜粋） ※建替関係 ＞

- 隔離室・個室不足は構造上の問題であることから、抜本的に解消するためには建替が必要。施設の老朽化が著しいことから、早期に建替すべき
- 現地では建替スペースがないことから、移転場所については、早急に建替に着手できる場所であること、県民の利便性の向上、救急を行う上での交通のアクセスが良いこと、身体合併症への対応のため、近隣の一般病院との連携体制等を勘案して決定すべき 等

4 富谷市への移転検討の経緯（令和3年度～）

- R3.9.9 ・ 東北労災病院と精神医療センターの合築に係る協議開始（県・労働者健康安全機構）
- R4.5.27 ・ 富谷市から県に対して整備場所の提案（富谷市明石台地区の土地（約 60,000 m²））
- R5.2.8 ・ 県精神保健福祉審議会で「精神医療センターのあり方について」報告
- R5.2.20 ・ 東北労災病院と精神医療センターの移転・合築に向けた協議確認書の取り交わし（県・労働者健康安全機構）（整備場所として、富谷市明石台地区を前提）
- R5.5.31 ・ 県精神保健福祉審議会で「精神医療センターの今後のあり方について」報告

5 現在の状況

- 協議確認書を踏まえ、東北労災病院と精神医療センターの移転・合築に係る基本合意の締結に向けて、県、県立病院機構及び労働者健康安全機構で協議を進めている。
- 現在、様々な関係者の意見を伺いながら、精神医療センターの移転に伴う影響や身体合併症への対応等について、検討を行っている。

別紙 1

県立精神医療センターの富谷市への移転及び移転後の名取市への
精神科民間病院誘致について（回答）

市町村名：_____

〈御意見等を記入してください。〉

〈※本件に限らず、仙台医療圏の病院再編構想全体への御意見でも構いません。〉